

令和5年度事業計画書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

令和4年度における我が国の状況は、感染力の強いオミクロン株が流行するなど新型コロナウイルス感染症の影響があり、依然として国内外に深刻な影響を及ぼしました。下半期に入ると社会経済活動が優先され、徐々に活気が戻り始めましたが、国際的な情勢により物価及び資源価格の上昇等が先行きに大きな影響を与え、今後の動向は予断を許さない状況です。

このような状況の中、昨年度は、香川県社会保険労務士会（以下「当会」という。）においては、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が、経済社会の急激な変化に対応し、様々な課題に直面する中小企業等に専門的知見を活かした支援を提供するために展開した働き方改革の推進とデジタル化の推進を基軸とした様々な施策に協力・連携しました。

令和5年度におきましては、これらを踏まえ、我が国における生産性向上にかかる取り組みや労使双方の意識の変化に対応するとともに、デジタル化の推進に継続的に取り組み、加速する少子高齢化等に対応していくことが喫緊の課題であります。仕事の進め方も大きく変化する時代において、労務管理を扱う唯一の国家資格者として、両立支援、人権・環境に配慮した企業活動への取り組み等についても適切に対応することが求められます。また、連合会が昨年末に標榜した「Beyond CORONA with You」と『働き方改革』を超えた『働きがい改革』の提唱により、新しい時代に「より前向きに働きたいと思える職場づくり」を支援していきます。

また、「ビジネスと人権」の理念に関する意識が高まっていることを受け、連合会が「全国社会保険労務士会連合会人権方針」を広く発信することに協力するとともに、企業における持続的な価値向上の取り組みとして、財務の視点を越えた「人的資源」の考え方について、非財務の視点による「人的資本」の重要性を踏まえ、コーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」への実現に向けた連合会の取り組みを支援します。

さらに、本年12月には、昭和43年に社会保険労務士法が制定・施行されてから55周年を迎えることから、相応しい周年記念事業を企画し開催します。

同時に、社会保険労務士制度の更なる発展を目指し、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て取り組みを進めます。

I 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

「ビジネスと人権」の潮流やデジタル化に象徴される社会・経済の急激な変化に伴い、事業環境が大幅に変化をしている中、新たな局面に対応した社労士業務の推進が求められることから、以下の事業を推進します。

1. デジタル化推進に関する事業

- (1) 連合会が着手する国家資格等情報連携・活用システムと接続した社労士登録システムの運用及び会員マイページの構築に協力します。また、連合会が推進する当該システムと連動している当会における業務の最適化に努めます。
- (2) 会員がマイナンバーカードを取得することを勧めるとともに、国民や企業での普及促進活動を会員が実施できるように支援します。
- (3) 誰ひとり取り残さないデジタル化を実現するため、会員が円滑に電子申請に取り組めるよう支援を行います。
- (4) 社労士業務を取り巻くデジタル化に対応するため、社労士がデジタルコミュニケーションをより一層活用できるよう支援します。
- (5) 社労士事務所の情報セキュリティの向上を図るため、昨年度に引き続き会員が SRPⅡ を取得できるように支援します。また、情報セキュリティ対策として、特にサイバー攻撃に対応するための情報提供を行います。
- (6) 政府のデジタル庁及び規制改革の動向を注視し、連合会と連携して情報提供を行います。

2. 働き方改革推進支援に関する事業

- (1) 働き方改革の一つの方向性を都市一極集中から地方分散と捉え、テレワークをはじめとする働き方を提示し、兼業・副業等による地方就労・地方活性化に向けた働き方を図る施策を検討します。
- (2) 企業が新しい働き方を導入することに伴う新たな課題（メンタルヘルス関係等）への対応を支える取り組みについて情報提供を行います。
- (3) 医療法改正に伴い地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度が創設されたことに伴う医療機関の評価事業について、労務面の評価を社労士が的確に対応できるよう情報提供等の支援を行います。
- (4) 働き方改革関連法の正確な理解促進を行い、的確な助言・指導に資することを目的とした連合会の社労士研修システム（以下「eラーニング」という。）において、働き方改革関連法に関する解説動画が配信されていることを引き続き周知します。
- (5) 働き方改革と併せて、人材確保・定着に関する事項についても、企業にとって業種・業態・規模を問わず対応が必要となることから、各企業が対応できるよう支援します。

3. 業務開発に関する事業

会員の業務拡大・改善を図るため、継続的に以下の事業を推進します。

- (1) 社労士による労務管理の状況の監査業務を通じて新たな社会的要請に応えるべく、「経営労務監査」「社労士診断認証制度」「労働審査の活動」「企業主導型保育施設における労務監査」及び「医療機関評価制度」にかかる労務管理サーベイヤー業務を社労士業務として確立するための検討を引き続き連合会と連携して行います。
- (2) 経営労務診断については、社労士が企業を診断して認証マークを発行する「社労士診断認証制度」を社労士の新たな業務として確立し、多くの会員が経営労務診断に取り組めるよう、連合会の「経営労務診断のひろば」サイト等を通じて情報提供を行います。
- (3) 労働条件審査については、公共事業入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため、地方自治体に「労働条件審査」の提案を行うなど、制度の普及促進に努めます。

4. 関与率向上に関する事業

- (1) 県内の社会保険適用事業所における社労士の関与率について、実績を情報収集しながら随時、必要な改善策を検討します。
- (2) 厚生年金保険新規適用事業所情報を希望する会員に提供します。
- (3) 「社労士診断認証制度」を利用した活動を支援します。

II 事業環境の変化に適合できる専門能力向上に関する事業

社会のデジタル化と少子高齢化社会の到来などを背景として、「働き方改革」が進められる中で、事業環境の変化に適応できる専門家として必要な業務遂行能力を取得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行います。

1. 社労士の品位保持に関する事業

- (1) 社労士の職業倫理について会員の意識を高め実践していくため、職業倫理上の問題の実態把握及び会員への周知を行います。
- (2) 連合会の倫理研修テキストの利用及びeラーニングの受講を周知し、倫理意識の保持に努めます。
- (3) 社労士による不適切な情報発信への対応として、各社労士のホームページ等の情報を連合会と共有します。
- (4) 国民からの苦情等に対しては、綱紀委員会及び苦情処理相談窓口で迅速かつ適切に対応します。

2. 研修に関する事業

社労士の使命を果たすための専門知識を涵養するとともに、専門能力の担保として外部から評価され得る新たな研修制度の検討やeラーニングの利用促進を引き続き連合会と連携して行います。

- (1) 持続可能な企業活動につながるよう、人事労務管理に関する「業務研修」を実施します。
- (2) 「安全管理研修」を実施します。
- (3) 新たに入会した会員が、社労士として業務を行うにあたって必要な基礎知識を習得することを目的とする「新規入会者研修」(eラーニング)の受講を勧めるとともに、当会の組織、会則等を共有していただくために「新入会員オリエンテーション」を開催します。
- (4) 新たに開業した会員・開業を予定している会員が、開業者として業務を行うにあたって必要な知識、手法を修得することを目的とする「開業準備研修会」を実施します。
- (5) 電子申請普及促進のため「電子申請研修会」を実施します。
- (6) 年金相談員の養成及び専門性の向上を目的として、「年金相談実務者研修」、「年金マスター研修」、「相談員研修」、「個人情報保護研修」、「マナー研修」等の年金関連の研修を実施します。
- (7) 社会のデジタル化が進む中、「社労士が企業に対してデジタル化の提案をどのようにできるか」を重点テーマとして、必要な研修を検討します。
- (8) 社労士が補佐人業務を行うため、連合会から教材の提供等の支援を受けながら訴訟代理人との連携の在り方、業務を行う上で留意すべき事項等を内容とする「社労士補佐人研修」を引き続き検討します。
- (9) 倫理研修については、連合会が提供する教材を利用したeラーニングの活用を勧めるとともに、義務研修としての「倫理研修」の受講率の向上に努めます。また、当会において「倫理綱領研修会」を実施します。
- (10) 「医療労務コンサルタント研修」、「介護事業労務管理研修」、「保育業労務管理研修」、「企業主導型保育施設への労務監査事業監査員養成研修」(eラーニング)などを連合会や地域協議会と連携して周知します。
- (11) 紛争解決手続代理業務を行うために必要な学識及び実務能力を修得する「特別研修」に関する情報提供をします。
- (12) 連合会による研修を周知するとともに、積極的な参加を奨励します。
- (13) その他、各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を修得するための研修等を実施します。

3. 地域協議会及び近隣県会が実施する研修に関する事業

- (1) 地域協議会が実施する研修について、会員に周知し、積極的な参加を奨励します。

- (2) 近隣県会が実施する研修について、情報提供等があった研修を会員へ周知し、参加を奨励します。
- (3) 当会が開催する研修について、近隣県会へ情報提供するとともに近隣県会の所属会員が参加できるように計画します。

Ⅲ 業務侵害行為の防止に関する事業

社会保険労務士法第 26 条、第 27 条に違反する業務侵害行為の防止・撲滅を図るため、社労士制度推進月間等の機会を活用し、業務侵害行為に対する注意喚起を行います。

- (1) 社労士法に違反する業務侵害行為又は侵害する恐れのある行為に対しては、常に情報収集し、連合会の事案対処に関する情報提供を参考として厳正かつ適切に対処します。
- (2) 行政機関、労使関係団体、士業関係団体等に対して注意喚起を行い、業務侵害行為発生の未然防止を図ります。
- (3) 社労士（社労士法人の社員を含む。）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに、業務侵害行為に対する予防効果を高めます。
- (4) 四国税理士会香川県支部連合会との定例協議会を実施します。

Ⅳ 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業

労働・労務管理、社会保障・社会保険の専門家である社労士の専門能力を生かした社会的貢献を果たすため、以下の事業を実施します。

1. 街角の年金相談センター高松（オフィス）（以下「高松オフィス」という。）の運営に関する事業

- (1) 本年度も引き続き県内の市・町や島しょ部への出張相談（予約制）を実施します。
- (2) 連合会街角の年金相談センター運営本部の指導に基づき、相談員のスキルアップや個人情報保護遵守の意識を徹底させるための研修・能力確認を実施します。
- (3) 気軽で便利な年金相談所として、多くの人々に利用していただけるように広報活動を行います。
- (4) 連合会及び高松オフィスが実施する研修等への相談員の参加を促します。

2. 総合労働相談所（以下「相談所」という。）及び社労士会中小企業経営労務支援センター（以下「支援センター」という。）に関する事業

- (1) 高松市役所及び坂出市福祉総合相談センターで労働者からの相談窓口である相談所、事業主からの相談窓口である支援センターを引き続き開設します。
- (2) 相談所及び支援センターの利用促進を図るため、インターネット等を活用して広報活動を行います。

3. 社労士会労働紛争解決センター香川（以下「解決センター」という。）に関する事業

- (1) 解決センターの利用促進を図るため、インターネット等を活用して解決センター、相談所及び支援センターに関する広報活動を行います。
- (2) 相談所と支援センターで受付した相談であっせんによる解決が望ましい相談は、解決センターでのあっせんにつなげることができるよう連携強化して、あっせん手続きの活用を推進します。
- (3) 特定社労士のスキルアップに必要な研修を行います。

4. 学校教育等に関する事業

- (1) 学生の社会保障及び労働に関する知識の修得に貢献する社労士による学校教育を推進するため、連合会と連携して引き続き厚生労働省及び文部科学省における社会保障教育に関する取り組みの情報収集を行います。
- (2) 社会保障及び労働に関する学生等の理解向上を目的として出前授業等を実施し、学校教育支援活動を行います。
- (3) 就労に関する基礎知識の修得を目的に、就労支援として四国少年院等に講師を派遣します。

5. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 高齢社会における喫緊の課題となっている成年後見制度の利用促進に関する政府の取り組みに貢献するために、連合会や他県会と情報共有を行います。
- (2) 連合会から社労士による成年後見活動に必要な研修用教材等の提供を受け、「成年後見人養成研修」の実施を引き続き検討します。
- (3) 「一般社団法人社労士成年後見センター」の設立については、「特定非営利活動法人後見ネットかがわ」との連携を含め、他県会の情報を共有しながら引き続き検討します。

6. 災害対応に関する事業

風水害、地震災害をはじめとする突発的な自然災害が発生した際に、被災状況を勘案のうえ、適切に必要な対応を行うとともに、連合

会が行う被災地域の復興支援事業については引き続き検討します。

7. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業における社労士の専門分野に関する相談について、解決センター、相談所及び支援センターを紹介できるよう、より一層の連携を図ります。

V 広報に関する事業

コロナ禍における新しい生活様式の時代において、国民の皆様には社労士制度を周知し、知名度向上を図るとともに、社労士が人に寄り添い様々な支援に取り組むことができる専門家であることを広く知っていただくために、以下の事業に取り組みます。

1. 対外的な広報に関する事業

- (1) 連合会作成のPR動画の活用、社労士制度広報用ポスター、チラシの行政機関等での掲示や、年金・労働無料相談会や各種イベントブース等への来訪者にはノベルティグッズを配布するなどして、社労士制度の周知を図ります。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを行いながら、年金や労働問題に関する無料相談会や社労士会セミナーを企画し、社労士制度の理解と社会的な信頼醸成の活動を行います。
- (3) 社労士が「働き方改革」を超えた「働きがい改革」を通じて、「より前向きに働きたいと思える職場づくり」の担い手であることを効果的に発信するため、連合会と連携して広報活動を行います。
- (4) 地域の報道機関等にて年金や労働問題に関する情報発信を行い、社労士制度や社労士業務の周知を図ります。

2. 会員に向けた広報に関する事業

毎年2回、当会の活動状況、事業の進捗報告、会員投稿等を掲載した「社会保険労務士かがわ」を発行し、会員及び関係機関に配布するとともにホームページに掲載します。また、必要に応じて臨時号を発行します。

3. ホームページ・SNS等による情報発信に関する事業

- (1) 連合会のホームページ・SNS・メールマガジンを活用し、社労士制度や連合会の取り組み等の活動紹介等の情報発信を行います。
- (2) 当会のホームページを便利に活用していただくため、リニューアルをします。
- (3) 当会のホームページ・メールマガジンを活用し、当会の行事案内や活動内容等の情報発信を行います。

4. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業

- (1) 関係行政機関、日本年金機構、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）、労使関係団体等と相互に連携し、各機関が実施する諸施策に協力し、社労士の広報活動を行います。
- (2) 当会の事業活動に関して、広く地域社会に周知すべきものについては、プレスリリースを行い、報道機関の活用に努めます。また、報道機関からの取材等に対して、社労士の専門性や有用性を発信できる案件について協力を行います。

VI 行政機関等との連携に関する事業

行政機関等と連携し、社労士の専門性を活かす分野において以下の事業を行います。

1. 四国厚生支局への協力に関する事業

- (1) 四国厚生支局が行う中国四国地方年金記録訂正審議会に対して、委員の推薦を行い、年金記録問題の解消に協力します。
- (2) 定期的に連絡会等を開催し、連携を強化します。
- (3) 年金制度改正法による被用者年金保険の適用拡大に関して、厚生労働省が実施する「被用者保険の適用拡大に伴う専門家活用支援事業」に協力します。

2. 香川労働局等への協力に関する事業

- (1) 長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・治療等との両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などの働き方改革に関する施策に必要な協力をします。
- (2) 「香川働き方改革推進会議」の構成員として、「働き方改革」の実現に向けて取り組みます。
- (3) 「香川県地域両立支援推進チーム連絡会・長期療養者就職支援担当者連絡協議会」の構成員として、治療と仕事の両立支援、長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就職支援事業に協力します。
- (4) 雇用保険電子申請アドバイザーへの会員の推薦により、電子申請の利用促進に協力します。
- (5) ハローワークに設置している「雇用保険・年金等相談コーナー」に配置される雇用保険・年金アドバイザーに会員の推薦を行い、雇用保険と年金との併給調整に関する相談に協力します。
- (6) 外国人雇用管理アドバイザーに会員の推薦を行い、事業主からの外国人労働者の雇用管理に関する相談に協力します。
- (7) 「香川県在籍型出向等支援協議会」の構成員として、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に雇用過剰になった企業と人手

不足の企業との間で在籍型出向のノウハウ・情報の共有や送出企業・受入企業の開拓を推進していきます。

(8) 定期的に連絡会等を開催し、連携を強化します。

3. 日本年金機構及び協会けんぽとの連携に関する事業

(1) 社労士業務の円滑な実施に資するため、日本年金機構四国地域部、年金事務所及び協会けんぽ香川支部と随時協議を行い、事業の実施状況や課題等について相互の連携強化を図ります。

(2) 日本年金機構との連絡会議や年金事務所との定例打合会を通じて、適用関係の各種申請手続きに係る留意事項や要望事項、年金事務所等における年金相談業務の連絡事項及び高松オフィスの現状と課題を話し合い、円滑な運営を推進します。

(3) 「香川県地域年金事業運営調整会議」への出席及び地域型年金委員に会員を推薦することにより日本年金機構が実施している地域年金展開事業に協力します。

(4) 「年金の日」(11月30日)の事業に協力します。

(5) 協会けんぽ香川支部との連絡会を開催し、各種制度の施策等の周知等に協力します。

4. 各省庁等への協力に関する事業

(1) 総務省四国行政評価支局が行う行政相談会等に会員を相談員として派遣します。また、総務大臣が委嘱する行政相談委員について社労士の委嘱を働きかけます。

(2) 国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、適切に対応します。

(3) 農林水産省が実施する農作業安全に係る取り組みにおいて、農業法人等への労災保険加入促進など社労士業務に関連する分野について、適切に対応します。

(4) 香川県労働委員会主催の「無料労働問題相談会」へ相談員を派遣します。

(5) 高松市に設置されている「高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会」並びに「高松市中小企業振興審議会」の委員に会員の推薦を行います。

(6) 社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁、株式会社日本政策金融公庫等との連携を推進し、各種セミナーに参画するとともに、中小企業からの人事労務管理に関する相談に適切に対応します。

(7) 丸亀市において男女がお互いに人権を尊重し喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを目的として設置されている「丸亀市男女共同参画審議会」の委員として、「第4次男女共同参画プランまるがめ」のプラン作成に取り組みます。

(8) 各省庁等からの各種委員等の推薦依頼に積極的に対応します。

5. 関係団体との交流に関する事業

(1) 中小企業支援に関する香川県弁護士会との連携を強化し、推進します。

(2) 社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体、士業関係団体等と積極的に情報交換し、交流を深めます。

6. 社労士の活用要請に関する事業

(1) 行政機関・団体等に対して、講師、相談員、アドバイザー等に社労士を活用するよう要請します。

(2) 裁判所に対して、司法委員、調停委員への社労士の登用を要請します。

VII 社労士法改正に関する事業

社労士法改正については、連合会が進める第9次社労士法改正の実現に向けての進捗状況等を共有し、必要に応じて当会会員へ情報提供します。

VIII 社労士制度 55 周年に関する事業

社労士制度創設 55 周年を迎えるにあたり、国民に向けて社労士制度の理解促進と認知度の向上を図るため、実行委員会を中心に関係部会等とも連携して 55 周年事業を企画実施します。また、連合会が開催する各種記念事業等についても積極的に協力します。

IX 委託事業等に関する事業

厚生労働省、その他の省庁及び公的機関から連合会が委託を受け、当会に実施要請のあった事業、当会が行政機関等から直接委託を受けた次の各事業について、引き続き適正に推進します。

また、社労士制度の目的にかなうと判断できる事業について、委託入札等の募集があったときは積極的に取り組みます。

1. 年金事務所における年金相談窓口業務に関する事業

年金事務所窓口における年金相談業務及び出張相談業務について、日本年金機構との委託契約に基づき、引き続き積極的に取り組みます。

2. 年金事務センターに関する事業

年金相談・セミナー開催等について、依頼に応じて積極的に取り組みます。

3. 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業への協力

連合会が実施する中小企業・小規模事業者等を対象にした働き方改革推進支援事業に協力します。

4. 香川県外国人労働人材関係相談窓口支援業務への協力

香川県で外国人の雇用についての労務管理、その他労働に関する事項等に関して、事業者及び外国人からの相談業務に協力します。

X 社労士総合研究機構（以下「社労士総研」という。）に関する事業

社労士総研が行う調査研究成果等の発表や報告について、速やかに会員に情報提供するとともに必要な施策や事業に協力します。

XI 各種事業

上記 I～X の各事業に加えて、会員の業務の拡大と会務の円滑な遂行を図るため、以下の各事業を行います。

1. 当会の運営推進に関する事業

(1) 当会の運営推進のため、次の諸会議を行います。

- ① 総会
- ② 正副会長会
- ③ 常任理事会・理事会
- ④ 部会・委員会
- ⑤ 支部長会

- (2) 支部活動を支援します。
- (3) 当会事務局の体制整備に資するため、連合会や地域協議会が企画する会議等において他県会事務局との相互の情報連携、意見交換等に努めます。
- (4) 会員登録及び特定社労士の付記並びに社労士法人登載等、連合会への取次事務を適正に処理します。また、連合会において令和6年度にマイナンバーカードを活用した登録手続きのオンライン化の運用を予定していることに伴い、連合会が進める会員マイページの構築、他県会との会員情報の共有、社労士の属性証明及び国民向けの社労士情報の公開等の基礎となる登録データベースの構築等に関する必要な情報を会員へ提供するとともに、必要に応じ連合会と連携のうえ対応に努めます。
- (5) ホームページに各種通知や会務の進捗状況並びにその他必要な連絡等を掲載し、会員に対して情報提供を行います。なお、必要に応じてメールマガジン、メールや郵送での各種情報等の提供も行います。
- (6) 苦情が寄せられた際には、苦情処理相談窓口と連携して適切に対応します。
- (7) 永年及び部員・役員歴・役員退任による当会への功労者の表彰を行います。
- (8) 行政機関等に設置した名札の掲示を更新します。
- (9) 会員名簿の更新を適宜行います。
- (10) 必要に応じて会則、細則並びに規程等の変更を検討します。

2. 災害対策に関する事業

本年度も県内の司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会及び当会で構成する香川県四士業災害時支援協議会の活動に参加し、災害時の県民支援に役割を果たせる対策等を引き続き検討します。

3. 社労士試験事務等に関する事業

社労士試験について、連合会の指示のもと協力します。

4. 福利厚生に関する事業

- (1) 会員相互の親睦活動を推進します。
- (2) 会員の同好会活動を支援します。
- (3) 地域協議会の親睦活動に協力・参加します。
- (4) 連合会共済会の福利厚生事業に協力します。